

令和7年10月3日
独立行政法人造幣局

報道発表資料

独立行政法人造幣局では、本年7月18日に発表しておりますとおり、広島支局職員が回収貨幣（注1）を不正に外部に持ち出した事態が発生しました。

独立行政法人造幣局として、警察の捜査に全面的に協力し、事態の全容解明に向けて外部有識者の意見も聴取しつつ内部調査を進め、発生原因の究明と再発防止策の検討を行って参りましたところ、本日、以下の内容を取りまとめました。

1. 再発防止策を含む調査結果の概要（別紙1）
2. 上記調査結果を踏まえた国家公務員法に基づく関係職員の処分等（別紙2）

通貨制度を支える貨幣製造を担う独立行政法人として、このような事態の発生はあってはならないことであり、改めて心よりお詫び申しあげます。

独立行政法人造幣局としては、役職員一人一人が法令遵守・綱紀保持の重要性を再確認し、国民の皆様の信頼を回復できるよう、再発防止策を確実に実施し、今後においても不断の見直しを行うなど、二度とこのようなことが発生しないように取り組んで参ります。

（注1）回収貨幣とは、市中流通を終えたものとして造幣局に戻ってきた貨幣であり、新しい貨幣の材料として使用されます。

独立行政法人造幣局
ふじた てる
総務部広報課 藤田 輝
電話（直通）06-6351-5105

(別紙1)

令和7年に発生した職員による回収貨幣持ち出し事案の調査結果(概要)

1. 事実関係

- ・ 独立行政法人造幣局(以下、「造幣局」とします。)広島支局において、回収貨幣の移し替え作業(注)等に従事していた職員が作業中に不正に回収貨幣を抜き取り、職場外に持ち出したと判断しています。
(注)市中流通を終え造幣局に回収された貨幣が入った袋から、溶解設備に投入するためのコンテナに移し替える作業。
- ・ 残存するコンテナや監視カメラの画像等を確認し、また、関係者への事情聴取など可能な限りの内部調査を行った結果、不足している174枚の回収貨幣について、当該職員により不正に持ち出された蓋然性が高いと認められます。

2. 発生原因

当該職員の行為を可能とし、かつ、速やかに発見できなかった背景・原因としては、内部規程に課題があること(規程に沿った運用がなされていない)や、そもそも内部統制(ガバナンス)に課題がある(組織風土、人事管理、組織のリスク管理体制)と認められることが指摘でき、具体的には以下の通りです。

- ・ 金属探知機の取り扱いについて、内部規程どおりの運用が行われていなかったこと
- ・ 管理監督者が現場作業に立ち会っておらず、作業管理がおろそかになっていたこと
- ・ 上司による身上把握が十分ではなく、また人事配置が硬直化していること
- ・ 支局の組織風土として、職場で内部規程違反の行為があったとしても直ちに声を上げ、速やかに是正する雰囲気はなく、牽制機能が適切に働かなかつた可能性があること
- ・ 理事会等において業務に潜在するリスクを十分に把握できておらず、作業現場への内部監査も限定的なものとなっていたこと

3. 再発防止策

再発防止策については、内部規程の遵守の徹底や見直しを行うことはもちろんのこと、通貨制度を支える貨幣製造を担う独立行政法人として、このような事態が二度と発生する事がないよう、ガバナンス強化を行い、組織風土、人事管理、組織のリスク管理体制の改革に取り組んで参ります。

取組にあたっては、理事長が組織風土改革に向けたメッセージを強力かつ継続的に発信することを起点とし、コンプラ意識の徹底や職場内コミュニケーションの強化等様々な具体的な施策を推進することとし、具体的な再発防止の方策は以下の通りです。

(1)回収貨幣の移し替え作業に係る管理体制の徹底・強化

適切な職員の配置、防犯機器の適正な運用、体制強化に資する実効性のある内部規程の整備、関連する規程の遵守の徹底、管理者等による作業遂行状況の確実な把握等管理体制全般の徹底・強化を図ります。

(2)コンプライアンスの徹底

改めてコンプライアンスの重要性を直接職員に伝えるため、役員等幹部は積極的に各部支局(現場を含む)を訪問し、現場職員を含む職員との意見交換などを行います。また、外部専門家によるコンプライアンス研修や、階層別のコンプライアンス研修の中で、本件事案を踏まえた内容を盛り込み、再発防止策に対し職員一人一人が当事者意識をもつことを促します。

(3)職員の身上把握等の徹底

管理者は、定期的な身上把握等により、職員本人が抱えるストレスや不満の引出しのほか、他の職員の些細な異変や気づきの声の吸上げや、不審な行動の存否、業務上の規程等の遵守状況の確認を行います。また、管理者向け身上把握研修の内容の充実を図ります。

(4)内部監査等の適切な実施

本件事案の再発防止策の実施状況について、本局からの牽制機能を発揮すべく、内部監査等に従事する職員のレベルアップを図り、必要な確認・指摘等を行います。

(5)業務実態の組織的な把握・管理の徹底(リスク管理)

管理者は、現場の定期的な訪問と作業手順等の確認、防犯機器の運用

体制の再点検を行い、部支局長等(重要な内容は部支局長等から役員)に報告することとし、役員・部支局長等は体制整備や必要な指導を行います。

(6)理事会等におけるリスク管理の強化

組織として管理すべきリスクについて、本件事案を踏まえ、リスクの評価の見直しを実施し、リスク低減対策について検討・実施するとともに、実施状況のフォローアップを行います。

(7)再発防止委員会(仮称)の設置

今後、理事長が主導し、理事等の造幣局幹部や外部有識者(弁護士)等で構成された再発防止委員会(仮称)を設置し、再発防止策等の進捗報告に加え、人事配置の在り方やガバナンス強化策の更なる検討を実施いたします。なお、同委員会には、主務官庁である財務省理財局の参加を要請いたします。

これらをはじめとする再発防止策を確実に実施し、今後においても不断の見直しを行うなど、再発防止策が継続的に効果を有するものとなるよう真摯に取り組んで参ります。

(以上)

(別紙2)

職員への懲戒処分等について

独立行政法人造幣局は、下記のとおり懲戒処分等を行いました。

記

1. 処分発令日 令和7年10月3日

2. 被処分者及び処分内容

管理監督者等

被処分者	処分内容
広島支局長	戒告
広島支局次長	戒告
広島支局溶解課長	減給 2月間俸給の月額の10分の1
広島支局溶解課課長補佐	戒告
広島支局溶解課主事（2名）	減給 1月間俸給の月額の10分の1

(その他矯正措置)

訓告4名、厳重注意（文書）3名、厳重注意（口頭）2名

（注）非違行為者は死亡している。

3. 前理事長、担当理事

組織の代表者等として今回の事態を重く受け止め、それぞれ報酬の一部を自主返納

前理事長 月額報酬の10%を2か月分

理事（広島支局担当理事） 月額報酬の10%を1か月分

以上